

令和3年度



高齢者向け食品開発 補助金のご案内

【募集期間】 令和3年5月17日（月）～令和3年7月9日（金）

【締切】 令和3年7月9日（金）17時

旭川市では、高齢者向けの食品開発を支援するため、市内の事業者が地域の農産物や加工技術等を生かした高齢者向け食品を開発に係る、企画・研究から試作開発に要する経費の一部を補助します。

事業者の高齢者食品開発に係る **企画・研究・試作** を応援します。

〈補助額〉 **最大32万円**

〈補助率〉 **4/5**

〈補助対象期間〉

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

〈補助対象〉

**高齢者向け食品開発等の研究開発及び
商品の改良, デザイン開発に関する事業**

補助金の申請・お問合せ先

〈詳細は裏面を参照ください〉

旭川市 経済部 産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階)

TEL 65-7047 / FAX 65-7048

E-mail sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

対象事業者

- ①市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者
 - ②市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が中小企業者であること。
※中小企業者、中小企業団体の定めについてはお問い合わせいただくか「令和2年度高齢者食補助金応募要領」をご覧くださいませよう願いたします。
 - ③市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主
- ※いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とします。

対象経費

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 試作品等開発費 | (2) 事業費 |
| ①原材料・副資材費 | ①工業所有権導入費 |
| ②外注加工費 | ②直接人件費 |
| ③外注デザイン開発費 | ③その他補助事業の実施に当たり市長が特に認める経費 |
| ④分析検査費 | |
| ⑤委託費 | |

※対象経費については補助対象期間（R3.4.1～R4.2.28）に支払ったものが対象となります。事業終了後の補助金額の確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。

補助対象者決定

書類審査を行い、その後、7月下旬から8月上旬頃に予定している審査会において補助対象者を決定し、通知します。

申請書等の配布及びお問合せ

旭川市 経済部 産業振興課
（旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階）へ御持参ください。
申請書を持参される場合は、あらかじめ産業振興課へ御連絡ください。

※応募要領、申請書は産業振興課のホームページでもダウンロードできます。
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d070354.html>

